

東広島市農業委員会令和元年11月（第11回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年11月29日(金) 午前9時30分から10時30分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	3	長原毅	4	清水寿昭
5	森原敏昭	6	岡本義則	7	古本啓之
8	脇坂俊之	9	原茂正	10	台川洋子
11	杉本源藏	12	加栗建男	13	窪田恒治
14	佐伯隆弘	16	黒川克輝	17	小池智慧登
18	古川国昭	19	在間千鳥	21	岡土居正弘
22	住井正美	23	木原省五	24	立川万里子

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名
2	小倉亜紗美	15	田辺寿孝
20	瀬戸則昭		

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 1番 三見昌嗣 委員 3番 長原毅 委員

- 7 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名者指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 議案

議案第48号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

の決定について

- 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 44 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 45 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 46 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 47 号 農地改良届出の受理について
報告第 48 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査		浅 井 初 音
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長		貞 清 良 成
生活環境部豊栄支所地域振興課主査		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	瀬 野 健 士
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	豊 田 宏

議 長	<p>それでは、これより11月総会を開会いたします。</p> <p>在任委員数24人中21名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、1番三見委員さん、3番の長原委員さんに指名をいたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和元年11月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>会期は令和元年11月29日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず初めに、議案第48号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いします。</p>
豊 田 主 任 主 事	<p>農林水産課、豊田です。</p> <p>議案の説明に先立ちまして、議案に訂正がございますので、前もってご報告をさせていただきます。</p> <p>お手元に正誤表をお配りしておりますとおり、議案第48号、別紙の3ページと10ページ、案件の位置番号13につきまして所在の位置が安芸津町木谷字広原となっておりますところ正しくは安芸津町木谷字平原でございます。訂正してお詫び申し上げます。まことに申しわけございませんでした。</p> <p>それでは、これよりは着席して説明させていただきます。</p> <p>配付しております議案第48号、別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、本年9月に受付けしました農業振興地域の農用地区域からの除外申し出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして、主な概要を説明させていただきます。</p> <p>議案の2ページをお開きください。</p> <p>農用地区域からの除外でございます。</p> <p>本案におきまして今回は13件の申し出があり、内容としましては駐車場、太陽光発電所、資材置場など面積にして約11,876㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申し出地における土地改良事業の有無は、4ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、5ページをお開きください。</p> <p>農用地区域への編入でございます。</p> <p>本案におきましては11件の申し出があり、内容としましては中山間地域等直接支払いに移入するため、面積にして約40,172㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。なお、今回の変更の際して用途区分変更の申し出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては10ページに記載しておりますので、適宜ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>

議長	ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ありませんか。
	< なし >
議長	ご質問がないようでございますので、採決に入ります。 議案第48号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第48号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 続きまして、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 この案件も、東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をしていただき、利用集積率については事務局から説明をいたします。 それでは、お願いいたします。
小田主事	農林水産課小田です。 総会議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。 資料をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので42件、総面積は128,606.60㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
定井農地保全係長	事務局からは、利用集積率についてご説明いたします。 今回の利用権についてご決定いただきましたら、全体の利用集積率は23.37%になります。前回11月公告時点での集積率が23.29%でございましたので、0.08ポイントの増ということになります。 説明は以上でございます。
議長	只今、農林水産課、事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご質問がないようでございますので、これより採決に入ります。 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の瀬野課長補佐、豊田主任主事、小田主事、ありがとうございます。退席をお願いいたします。
	< 瀬野課長補佐、豊田主任主事、小田主事、退室 >
議長	それでは、続きまして議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主任	事務局和田です。 それでは、総会議案の3ページをご覧ください。

和田主任	<p>議案第50号について説明いたします。</p> <p>今月は12件の申請がありました。内訳は6ページをご覧ください。</p> <p>田25筆、17,936㎡、畑1筆、1,532㎡、合計26筆、19,468㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、118-1について説明いたします。</p> <p>●●の北西700mのところで、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積2,769㎡のうち805㎡は呉市の耕作面積であり、今回の申請を合わせると3,275㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、119-2について説明いたします。</p> <p>●●の西370mのところで、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、120-3について説明いたします。</p> <p>●●の西北西450mのところで、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、121-4について説明いたします。</p> <p>●●の南南西1.1kmのところで、経営地近くで耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、122-5、123-6について、関連しますので一括して説明します。</p> <p>●●の南東1.1kmのところで、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。番号122-5、123-6の受人ともに2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、124-7について説明します。</p> <p>●●の西1.1kmのところで、耕作者へ売買のため所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、125-8、126-9について、関連しますので一括して説明します。</p> <p>●●の南東450mのところで、耕作者へ売買のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、127-10について説明します。</p> <p>●●の東560m及び750mのところで、姉妹間の贈与のため所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,332㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、128-11について説明いたします。</p> <p>●●の西700mのところで、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、129-12について説明いたします。</p> <p>●●の北3.9kmのところで、夫婦間による贈与のため所有権を移転するものです。受人は、現在、農業次世代人材投資事業の認定を受け、ハウレンソウ等の野菜を作付されています。その事業の要件の一つとして、このたび所有権移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、12件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>それでは、ございませんので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>

議 長	<p>特にご質問等はないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議長、法専、議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号でございます。</p> <p>今月は3件の申請がありました。内訳は8ページをご覧ください。</p> <p>田3筆、3,197㎡のうち転用面積2,512㎡、畑0筆、合計3筆、3,197㎡のうち転用面積2,512㎡です。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>それでは、申請番号33-1でございます。</p> <p>墓地への転用事案です。申請者は●●に居住しています。現在、墓地が山の中にあり、墓参りが困難であることから、このたび自宅隣の本申請地に移設するため転用しようとするものです。申請地は、●●の東北東約3kmに位置し、内地区として平成元年度から8年度にかけて、県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4項周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、墓地、埋葬等に関する法律の申請につきましては、担当部局に提出されております。また、農用地区域からは、令和元年10月28日付で除外済みです。</p> <p>続きまして、34-2でございます。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび、売電を目的とした太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南南西1.4kmに位置する第2種農地です。</p> <p>続きまして、35-3でございます。</p> <p>農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住し、●●で建設業を営んでいます。申請地は、宅地や道路に囲まれたくぼ地の水田で水はげが悪いことから、このたびかさ上げによる農地改良を行い、耕作条件の改善を図るため、令和2年2月1日から同年6月1日までの間、一時転用しようとするものです。なお、改良完了後は果樹栽培用の畑として利用する計画です。申請地は、●●の東北東500mに位置し、●●地区として平成7年度から13年度にかけて、県営圃場整備事業により整備された農用地区域内農地です。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることとされ、農用地区域の農地の不許可の例外に該当します。なお、道路法等によります道路工事施工承認申請につきましては、担当部局に提出され、許可となっております。</p> <p>以上の3件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れがないと認められることから、上程いたしました。</p> <p>また、番号33-1、35-3につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、34-2につきましては意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p>

議 長	ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ありませんか。
	< なし >
議 長	ご質問がないようでございますので、採決に入ります。 議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、33-1と35-3については許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可すること、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、33-1、35-3については許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会に許可することに決定をいたします。 次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	議長、津山 それでは、総会議案の9ページをご覧ください。 まず、本日お配りしました正誤表をご覧ください。両面印刷しております。 事前に送付しました議案の12ページから13ページ、番号229-14から232-17で都市計画法の欄の記載が誤っておりました。空欄となっておりますが、調整区域内ですので、正しくは調整の記載が入ります。訂正してお詫びいたします。申しわけありませんでした。 それでは、議案第52号について説明いたします。 今月は20件の申請がありました。内訳については、総会議案の14ページをご覧ください。 田36筆、32,753㎡、畑2筆、1,026㎡、計38筆、33,779㎡です。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、216-1について説明します。 共同住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営んでいます。このたび共同住宅を3棟建築し、あわせて駐車場を整備するため本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東600mに位置する第2種農地です。 続いて、217-2について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東800mに位置する第2種農地です。 続いて、218-3から221-6は関連しますので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、4つの発電所とするため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東800mから900mに位置する第2種農地です。 続いて、222-7と223-8は関連しますので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,350mに位置する第2種農地です。なお、申請地は法面形成による形状不整形のため、有効活用面積が小さくなっています。 続いて、224-9について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西580mに位置する第2種農地です。また、農振農用地からは令和元年10月28日付で除外済みです。 続いて、225-10について説明します。 資材置場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび山陽新幹線の線路敷下の地盤改良工事を行うため、現場近くの申請地を資材置場として

津山主査	<p>令和2年2月18日まで一時転用しようとするもので、一時転用終了後は畑として利用する計画です。申請地は、●●の西250mに位置する第3種農地です。また、申請地は既に使用されていることから始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、226-11について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東530mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、227-12と228-13は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は父と子の共有で、父は●●に、息子は●●に居住されています。現在、受人である父は娘の嫁ぎ先である渡人の家に仮住まいされており、このたび息子とともに近接する本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の東880mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、229-14から232-17は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>物流施設への転用事案です。受人は●●に本店を置き、運送業を営む会社です。受人は、自動車、建設機械、産業機械部品の輸送や倉庫・物流サービス事業を全国展開しています。現在、県内では●●と●●に営業所を設け、運送業を営んでいます。このたび需要の拡大に伴う事業拡大により、新たな営業所を本申請地に求めるものです。申請地は、●●からも近く、県内の中央部や東部を営業エリアとするにあたり利便が良く、県道にも面しており、関係法令の基準を満たす見込みであることから、本申請地を適地と判断し、物流施設用地として転用しようとするものです。申請地は、●●から北西1,200mに位置する第2種農地です。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に提出済みです。また、貨物自動車運送事業法に基づく手続についても担当部局に提出済みで、手続が認可されることにより開発許可は不要となります。</p> <p>続いて、233-18について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東520mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、234-19について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,550mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、235-20について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。受人は現在借家に家族4人で居住されています。このたび自宅を求め、以前居住していた自宅の近くに適地を見つけたため、本申請地に住宅を建築するための転用をしようとするものです。申請地は、●●の北460mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました20件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号223-8、227-12から232-17については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当地区の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
杉本委員	<p>11番の杉本です。最後の235-20ですが、譲受人は昨年度の豪雨災害によって自宅が崩壊しました。その後ちょっとほかのアパートへ仮住まいしておられたのですが、この土地が見つかって、住宅を建築されようとしておられます。隣接にもすぐ住宅があり、農業には影響はないように思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかございませんか。よろしいですか。</p>

	< なし >
議 長	<p>それでは、これから質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは採決に入ります。 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、223-8、227-12から232-17については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、223-8、227-12から232-17については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第44号から第48号について事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議長、事務局法専です。 報告第44号から第47号までを一括して説明申し上げます。 本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したもので、内容は着席にて説明申し上げます。 報告事項の1ページから6ページをご覧ください。 市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。 1ページから3ページは農地法第4条第1項第7号及び第8号の規定による届け出を5件、4ページから6ページは農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による届け出を5件受理いたしました。 続きまして、7ページから13ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、19件、計42筆のうち1件1筆を一部非農地、142-6でございます。その他の41筆につきましては非農地との回答をいたしております。 続きまして、報告事項の14ページから15ページをご覧ください。 農地改良の届け出に関するもので、1件の受理をいたしております。 報告事項は以上でございます。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、私からは報告第48号についてご報告いたします。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づいて専決処分したものでございます。 内容は着席にてご説明いたします。 報告事項の16ページから19ページでございます。 これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールですけれども、以前調査した結果、再生利用が困難な農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、●●の農地につきまして、19ページの下に掲載しておりますように、田28筆、18,506㎡、畑9筆、12,423㎡、合計37筆、30,929㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、今後所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行います。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認した際の写真等の資料をもとに事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。 報告第48号についての説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして日程第5のその他に入ります。 事務局のほうからお願いいたします。</p>

定井農地 保全係長	<p>それでは、私からはその他報告として、現在募集を行っております農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの応募状況についてご報告いたします。</p> <p>まず、農業委員さんの応募状況でございますが、24名の募集に対し、これはあくまで昨日11月28日現在での数値でございますけれども14名の応募があります。続いて、農地利用最適化推進委員さんの応募状況ですけれども、全体で59名の募集に対し、これも昨日現在でございますけれども33名の応募となっております。農業委員さん、推進委員さんともに募集期間は来月12月2日までとなっております、締め切り日が近づいておりますので、委員さんへのお問い合わせ等もあろうかと思えます。応募用紙等の問い合わせがありましたら、議案と一緒に送付させていただきました用紙をお使いいただくか、また、市のホームページにも掲載しておりますので、そちらをご案内いただければと思います。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員さんの応募状況の報告は以上でございます、続きまして農地等の利用の最適化の推進に関する全体研修会についてご案内いたします。</p> <p>既に、皆様には開催通知を送付させていただいておりますけれども、来月12月13日の金曜日13時30分から農業委員さんと推進委員さんとの全体研修会を予定しております。場所は、広島中央農協さんの本店会議棟の2階会議室でございます。内容につきましては、農地パトロール実施後の進捗状況、それから農地の借り手紹介等を活用した今後の活動のほか、関係機関からの情報提供、それから事例発表といたしまして今年度河内町戸野地区におきまして新たに農事組合法人が設立されておりますので、設立までの取り組み状況につきまして推進委員さんである大月みどりさんに事例発表として発表していただくこととしております。お忙しいとは思いますが、ご参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局のほうから農業委員、また農地利用最適化推進委員の、一応中間ではありますが、応募状況をご説明させていただきました。まだ定員に達していません。締め切りが12月2日の午後5時まででございますので、更なる募集の周知をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、皆様方大変ご多忙の中、既に前回文書を配付させていただいておりますとおり12月13日金曜日午後から、JA広島中央さんにはご迷惑をおかけしますが、会場をお借りし、全体研修を開催させていただくことにしておりますので、どうか皆様方の日程調整のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、何か皆様方のほうからご質問がありましたら、お願いいたします。</p>
杉本委員	今、応募の状況を説明があったのですが、人数が足りないようですね、
議 長	これについては、あくまでも応募ですからどうにもなりませんので、意見交換会で協議させていただきます。
住井委員	報告第44号から第47号の非農地判断で●●登記の土地が沢山、非農地として認められるのでしょうか。●●がしっかり管理しておれば非農地とはならないのではないのでしょうか。
定井農地 保全係長	●●のほうに確認いたしましたところ、●●において平成5年頃にもともとは●●として周辺の山林とあわせて取得をされたようでございます。その後のちょっと計画が今進んでいないような状況というふうに聞いています。農地パトロールの報告をもとに事務局のほうでも現地確認をさせていただいて非農地と認められるということで、今回報告をさせていただいております。
加二谷 事務局長	今申しあげたように当初は平成5年頃から、●●が工●●をつくろうということで取得をされ、結局その後計画が進まず、そのままになっております。位置的にも山の中にあり管理しているか、していないかと言われれば管理はされていない状況です。今回農地パトロールを行い●●の方にもこういう状況ですので一応通知もさせていただきますと伝えております。
議 長	よろしいでしょうか。 その他意見、委員の皆様、ほかございませんか。
	< なし >
議 長	それでは、ないようでしたら、情報委員長の杉本さんのほうからご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いします。
杉本委員	それでは、今月14日から15日に実施いたしました令和元年度の視察研修結果の報告をさせていただきます。

杉本委員	<p>参加委員が15名、事務局2名、合わせて17名で、1日目は松江市農業委員会、2日目は出雲農業委員会です。本市と島根県各市町村の現状や取り組みなどを比較し、意見交換を行いました。無事に視察研修は計画どおり終了いたしました。</p> <p>私の感想ですが、視察先も同様に農業者の高齢化、担い手不足などにより、遊休農地等の増加が進んでおりました。新規農業従事者の確保に苦勞されている状況と感じました。こうした中で、出雲市は農地の利用集積率が50%を確保されている状況には非常にびっくりしました。この要因は、圃場整備などが進んでいることや農業の法人化が進んでおり、これらの法人が大規模に集積を行っておられることなどが要因かと思いました。</p> <p>最後になりましたが、ご参加いただきました皆様には本日配付しております復命書の提出をお願いします。その後、復命書の内容を整理し、委員全体で情報の共有をしたいと考えております。</p> <p>以上が視察研修についての報告でございます。終わります。</p>
議長	<p>杉本情報委員長さん、ありがとうございます。また、当日参加されました農業委員の皆様、大変お疲れでございました。事務局の局長と定井さんがいろいろと手配してくださいました。お世話になりました。</p> <p>それでは、そのほか事務局、委員さんのほうから何かございましたらお願いいたします。ございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、委員の皆様方、長時間にわたりましてご審議まことにありがとうございます。これから、森原会長職務代理さんのほうから次回の総会について報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
森原 職務代理者	<p>それでは、次回12月総会について、12月26日木曜日9時30分から本庁4階会議室402号室、403号室で予定しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で11月の総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 1番 三見 昌嗣 委員 3番 長原 毅 委員